
(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の
整備・運営事業
募集要項 (変更)

平成18年12月

三浦地域資源ユーズ株式会社

目 次

第1章 募集要項等の定義	1
第2章 対象事業の概要	1
1 事業名	1
2 事業の実施者	1
3 事業の目的	1
4 事業の方式	1
5 立地に関する事項	2
(1) 事業実施場所	2
(2) 事業実施用地	2
(3) 都市計画事項等	2
6 施設等の概要	2
7 事業期間及び契約の考え方	2
(1) 事業期間	2
(2) 契約期間終了時の取扱	2
8 業務の範囲	2
第3章 プロポーザルに関する事項	3
1 プロポーザルに関するスケジュール等	3
(1) プロポーザルに関する募集要項等の公表	3
(2) プロポーザルの募集要項等に関する質問受付および回答について	3
(3) プロポーザルに関する説明会	3
(4) 現地見学会	4
(5) 参加表明書の受付	4
(6) プロポーザルの提案書等の受付	4
(7) 結果の通知	4
第4章 プロポーザル参加者に関する条件	4
1 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件	4
(1) プロポーザル参加者の構成等	4
(2) プロポーザル参加者の参加資格要件	4
(3) 構成員の制限	5
(4) 参加資格の確認	5
第5章 審査及び選定に関する事項	5
1 審査委員会の設置	5
2 審査の手順及び方法	5
(1) プロポーザル書類審査	5
(2) 審査事項	5
(3) 審査結果	5
(4) 優先交渉権者の選定	5

第6章 事業条件	5
1 事業計画の提案に関する条件	6
(1) 施設・設備等の使用	6
(2) 当社が支払うサービス対価	6
(3) リスク管理の方針	6
(4) 保険	6
(5) 雇用への配慮	6
(6) 業務の委託	6
2 事業の継続が困難となった場合の措置	7
第7章 契約の概要	7
1 事業契約書 (案)	7
2 契約の構成	7
3 契約手続	7
(1) 当社は選定事業者を決定し、選定事業者と契約を締結する。.....	7
(2) 契約保証金	7
4 契約の締結	7
5 その他	8
第8章 補 則	8
1 応募に関する留意事項	8
(1) 募集要項等の承諾	8
(2) 費用負担	8
(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	8
(4) 著作権	8
(5) プロポーザル書類の取扱い	8
(6) 当社が提示する参考資料の取扱い	8
(7) プロポーザル無効に関する事項	8
(8) プロポーザルの延期等	9
(9) その他	9
2 その他の問合せ先	9

第1章 募集要項等の定義

三浦地域資源ユーズ株式会社（以下「当社」という。）は、（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、公開公募により広く一般から、施設を設計、建設、運転する提案を求め、本事業の実施に最も相応しい事業者を総合的な評価を経て当社が選定し（以下「プロポーザル」という。）、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に、設計、建設、運転及びこれに附帯する業務を包括的に契約することによって実施する。

この募集要項は、当社が本事業を実施する事業者をプロポーザルにより募集及び選定するに当たり、プロポーザルに参加しようとする者に配布するものである。プロポーザル参加者は、募集要項の内容を踏まえ、プロポーザルに必要な提案書を提出すること。

なお、本募集要項に併せて配布する様式集、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び実施要領（変更）も本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。また、実施要領に記載した事項については、原則として本募集要項には記載しないものとする。

第2章 対象事業の概要

1 事業名

（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業

2 事業の実施者

三浦地域資源ユーズ株式会社 代表取締役社長 杉浦 壽久

3 事業の目的

平成18年11月9日に当社が公表した、「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業実施要領（変更）」（以下「実施要領」という。）に記載のとおりであるが、当社は特に以下の事項を重要と考えている。

- （1）環境負荷の低減
- （2）安心・安全で安定した施設の稼働
- （3）リサイクルの推進
- （4）周辺環境との調和
- （5）地域との連携と融和
- （6）ライフサイクルコストの削減

4 事業の方式

本事業は、本書において提示する条件によりプロポーザルを行い、事業者は、設計、建設、運転、維持管理及びこれに附帯する業務を包括的に契約することによって実施する。

5 立地に関する事項

(1) 事業実施場所

神奈川県三浦市内の当社の指定する用地

(2) 事業実施用地

本事業を実施する用地（以下、「計画区域」という。）

- ① 本施設整備可能な土地の面積 : 約 7,000 m²
- ② 上記以外の用地（隣地既存施設用地） : 約 12,000 m²
- ③ 敷地面積合計（①+②） : 約 19,000 m²（建蔽率対象面積）

(3) 都市計画事項等

計画区域における条件は次のとおりである。

- ・ 市街化調整区域（第一種風致地区、首都圏近郊緑地保全区域）
- ・ 建蔽率 : 20%以下
- ・ 建築物高さ制限 : 8m以下
- ・ 緑地率 : 50%以上

6 施設等の概要

施設の名称、処理方式等は、以下のとおりである。

- ・ 名称 : (仮称) 三浦バイオマスセンター
- ・ 処理方式 : メタン発酵などのエネルギー変換施設を有し、処理により得られる電気・熱等のエネルギーは場内利用を原則とする。
- ・ バイオマス資源（処理対象物）及び計画処理量
現在、想定している本施設において処理するバイオマス資源は、実施要領のとおりである。詳細については要求水準書にて示す。

7 事業期間及び契約の考え方

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、実施要領のとおりである。

(2) 契約期間終了時の取扱

本事業の延長が必要となった場合は、本事業の終了日の36ヶ月前に、当社と事業者は本事業の延長について協議を開始する。本事業の終了日の24ヶ月前までに、当社と事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本事業は延長される。

なお、本事業の延長に係る協議において、当社と事業者の合意が、本事業の終了日の24ヶ月前までに成立しない場合は、本事業は終了する。

8 業務の範囲

本事業で、事業者に行わせる業務の範囲は実施要領のとおりである。詳細については要求水準書にて示す。

第3章 プロポーザルに関する事項

1 プロポーザルに関するスケジュール等

平成18年11月9日以降の本事業の実施スケジュールは、実施要領のとおりである。ただし、参加者の図書提出の状況、審査委員会の審議の進捗状況により、変更が生じることがある。その場合は、その内容を公表する。

(1) プロポーザルに関する募集要項等の公表

平成18年11月9日(木)にホームページ及び当社事務所にて公表する。

なお、募集要項の補足説明等について、追加資料等を公表する場合は随時当社ホームページにおいて公表する。

- ・ 公表場所：三浦地域資源ユーズ株式会社
(三浦市三崎5丁目245番地7 三浦市三崎水産物地方卸売市場 管理棟3階)
- ・ 公表資料：プロポーザルの募集要項、様式集、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)
公表資料は、CD-R(1枚500円)により配布、又は当社ホームページからダウンロードすることができる。

(2) プロポーザルの募集要項等に関する質問受付および回答について

本事業に応募する意思がある企業に限り募集要項等の内容について質問を受け付ける。

その質問に関する回答は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表又は後述する参加表明書の提出者に送付するものとし、当社が必要と認めた場合は質問について直接ヒヤリングを行うことがある。

なお、質問の提出及び回答の公表方法については以下のとおりとし、電話等による質問には一切応じない。

- ・ 受付期間：平成18年11月9日(木)から平成18年12月6日(水)午後5時まで
- ・ 提出方法：「様式11 質問表」に記入の上、E-mailに添付し当社まで送付する。

なお、持参、郵送、FAXによる提出は認めない。

当社に質問表が到着後、質問提出企業に対してE-mailを返信することにより到着確認を行う。

- ・ 回答方法：平成18年12月21日までに質問提出企業に、随時E-mailにより返信する。

(3) プロポーザルに関する説明会

プロポーザルに関する説明会を次のとおり開催する。

なお、参加する場合は、プロポーザルの募集要項等の公表資料を持参することとし、説明会に参加する人数は、1社当たり2名までとする。

- ・ 日時：平成18年11月22日(水) 午前11時00分から
- ・ 場所：三浦市三崎水産物地方卸売市場 管理棟7階 大会議室
(三浦市三崎5丁目245番地7)

(4) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

なお、現地見学会に参加する人数は、1社当たり4名までとする。

- ・ 日 時 : 平成18年11月22日(水) 午後2時00分から
- ・ 場 所 : (仮称)三浦バイオマスセンター建設予定地

(5) 参加表明書の受付

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領に従い、参加表明書を提出すること。

- ・ 受付期間:平成18年12月6日(水) 午後5時必着
- ・ 提出方法:「様式0参加表明書」に記入の上、E-mailに添付し当社まで送付する。

なお、持参、郵送、FAXによる提出は認めない。

当社に参加表明書が到着後、提出した(代表)企業に対してE-mailを返信することにより到着確認を行う。また、受付期間に遅れた者は不合格とする。

(6) プロポーザルの提案書等の受付

本事業に関するプロポーザルの提案書等を次のとおり受け付ける。

- ・ 受付期間:平成18年12月25日(月)から平成19年1月10日(水)まで
(12月29日から1月3日まで及び土・日曜日、祝日を除く。)
- ・ 受付時間:午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ・ 受付場所:三浦地域資源ユーズ株式会社
(三浦市三崎5丁目245番地7 三浦三崎水産物地方卸売市場 管理棟3階)
- ・ ヒアリング:当社が必要とする場合、提出の事業者に対してヒアリングを行う。
なお、ヒアリングの場所及び日時等は事前に提出の事業者に対して通知する。

(7) 結果の通知

当社は、審査委員会の提案書類審査を踏まえ、優先交渉権者を決定し、平成19年1月下旬に応募者に書面で発送する。

第4章 プロポーザル参加者に関する条件

1 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

(1) プロポーザル参加者の構成等

プロポーザル参加者の構成等は、実施要領のとおりとする。

(2) プロポーザル参加者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、実施要領に示す参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

(3) 構成員の制限

実施要領のとおりとする。

(4) 参加資格の確認

実施要領のとおりとする。

第5章 審査及び選定に関する事項

1 審査委員会の設置

(仮称)三浦バイオマスセンターの整備・運営等の事業者選定に当たり、公正性及び透明性を確保することを目的に、(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業の事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

なお、プロポーザル書類等の審査に当たっては、審査委員を学識経験者、神奈川県及び三浦市の職員並びに当社の役員等で構成する。また、審査委員及び審査委員会は非公開とする。

2 審査の手順及び方法

(1) プロポーザル書類審査

あらかじめ設定した事業者選定基準に従って、審査委員会においてプロポーザル書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。総合評価は、プロポーザル参加者の提出した提案内容について、各評価項目及びプロポーザル価格の評価に応じて得点を付与し、得点の合計の高い者から優先交渉権の順位を付し、優秀提案として選定する。

なお、プロポーザル書類の審査に先立ち、当社は、提案者から提案書の内容について説明を受ける場を設けることができることとする。

(2) 審査事項

審査事項は「事業者選定基準」に示す。

(3) 審査結果

審査結果は公表する。

(4) 優先交渉権者の選定

当社は、審査委員会の提案書類審査を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

プロポーザル結果は、平成19年1月下旬にプロポーザル参加者(代表企業)に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

第6章 事業条件

本事業の実施に係る条件は次のとおりである。プロポーザル参加者は、これらの条件を踏まえて、プロポーザル書類、提案書を作成すること。

1 事業計画の提案に関する条件

(1) 施設・設備等の使用

選定事業者は、運営期間中、本事業を実施する範囲において必要な施設、設備等は無償使用とする。

(2) 当社が支払うサービス対価

当社は、契約金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をサービス対価として支払う。

サービス対価は固定費に係る料金と変動費に係る料金で構成され、固定費部分、変動費部分ともに毎月払いとする。

ここで、固定費とは、搬入量がゼロの場合でも事業を継続していくために必要となる費用を基本とし、変動費とは、搬入量に応じて必要となる費用をいう。

事業者は、極力、事業期間中の各年度の委託料支払の平準化に配慮した提案を行うこと。

(3) リスク管理の方針

① 基本的考え方

本事業における運転・維持管理の責任は、原則として選定事業者が負う。ただし、当社が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、当社が責任を負う。

② リスク分担

予想されるリスク及び当社と事業者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、具体的な内容については、事業契約で定める。

(4) 保険

- ① 当社は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で保険に加入する予定である。
- ② 選定事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、当社は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、保険金により補填された部分は控除されるものとする。
- ③ 選定事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(5) 雇用への配慮

雇用については、地元からの採用に配慮すること。

関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(6) 業務の委託

選定事業者は、原則として本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、地元優先の配慮などの理由から選定事業者があらかじめ書面により、当社の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

実施要領のとおりである。

第7章 契約の概要

1 事業契約書（案）

当社と選定事業者が締結する事業契約の内容については、事業契約書（案）に示す。

2 契約の構成

当社と選定事業者が締結する契約及びこれに係る協定については以下で構成される。

■ 基本協定書	(当社と優先交渉権者間で協議し、) 当社と選定事業者間で締結
↓	
■ 事業契約書	当社と選定事業者間で締結

① 基本協定書

当社と選定事業者との間で締結する基本協定の内容については、基本協定書（案）に示す。基本協定書は優先交渉権者決定後、当社と優先交渉権者との間で、基本協定書の締結に向けて協議、(選定事業者として)締結し、事業契約書の締結に向けてなされる、当社及び選定事業者の双方の協力等について定める。

② 事業契約書

当社と選定事業者との間で締結し、事業期間中の当社と事業者の役割、責任分担について明確化する。

3 契約手続

(1) 当社は選定事業者を決定し、選定事業者と契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、「様式2 提案価格確認書」に記載された建設工事費用の額の1000分の105以上の金額とする。ただし、選定事業者が保険会社との間に当社を被保険者とする履行補償保険契約を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもってかえることができるものとする。

4 契約の締結

契約等の締結スケジュールは、以下を予定している。

基本協定の締結 : 平成19年2月下旬

事業契約の締結 : 平成19年4月下旬

5 その他

優先交渉権者が契約を締結しない場合は、プロポーザルの総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、当該事業者と契約を締結する。

第8章 補 則

1 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

プロポーザル参加者は、プロポーザル書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

プロポーザルに関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

プロポーザル参加者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

ただし、当社は、本事業の範囲において公表する場合、その他当社が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類については、変更することができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。

(6) 当社が提示する参考資料の取扱い

当社が提示する参考資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、当社の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(7) プロポーザル無効に関する事項

次のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・ 著しく信義に反する行為をした場合
- ・ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ・ その他、当社が特に指定した事項に違反した場合

(8) プロポーザルの延期等

当社が必要と認めたときは、プロポーザルを延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(9) その他

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルに当たって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加者に通知する。

2 その他の問合せ先

本募集要項に関する内容以外の問合せ先は、次のとおりとする。

三浦地域資源ユーズ株式会社 担当 千葉

〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5丁目245番地7

電 話 046-881-0030

ファックス 046-881-0038

電子メール shigen-use@utopia.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.shigen-use.biz-web.jp>

別紙：リスク分担表

予想されるリスクと責任分担

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者			
				当社	選定事業者	三浦市(参考)	
選定段階	募集要項リスク		募集内容の誤りに関するもの	●			
			内容の変更に関するもの	●			
	契約リスク		選定事業者と契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	●	●		
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	法制度の新設・変更に関するもの	●		●	
		許認可リスク	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの				●
			当社が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●			
			選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●		
		税制リスク	法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)	●		●	
			法人税の変更に関するもの(上記以外のもの)	●			
			消費税の変更に関するもの	●	●	●	
			土地所有に関する新税	●		●	
			建物所有に関する新税	●		●	
				その他新税に関するもの	●	●	●
	政治リスク	市議会において、債務負担行為の設定、契約に関する承認が得られない場合				●	
		政策の変更				●	
	社会リスク	住民問題リスク	施設設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	●		●	
			調査、建設、維持管理等に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		●		
		環境問題リスク	設計、建設、維持管理等における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		●		
			運営における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	●	●		
		第三者賠償リスク	調査・建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		●		
			維持管理段階における騒音・振動に関するもの		●		
			施設の瑕疵による事故に関するもの		●		
施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの			●				
デフォルトリスク	選定事業者の事業破綻・事業放棄等		●				
	選定事業者のサービス水準の低下		●				
	選定事業者の主要義務の違反		●				
	最終期限日までに工事が完成しなかった場合		●				
不可抗力リスク	天災、暴動等による設計変更、事業の延期・中止		●	●			

計画・設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	当社及び市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●		●
			選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●	
		測量・調査リスク	事業者による地形・地質等調査に関するもの		●	
		設計リスク	当社の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	●		●
			選定事業者の指示、判断の不備による設計変更		●	
		応募リスク	応募費用の負担に関するもの		●	
		資金調達リスク	資本金、融資など必要な資金の確保に関するもの	●		
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	選定事業者の事由により工事が事業契約に規定された完工期限より遅延する又は完工しない場合		●	
			当社及び市の事由により工事が事業契約に規定された完工期限より遅延する又は完工しない場合	●		●
			埋蔵文化財の調査による工事遅延・未完工(埋蔵文化財の存在を公表していない場合)	●		
		施工監理リスク	施工監理に関するリスク		●	
	コスト・オーバーランリスク	当社の指示による工事費の増大・予算超過	●			
		上記以外の工事費の増大・予算超過		●		
		性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む)		●	
		施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		●	
	経済リスク	物価リスク	インフレ・デフレに関するもの		●	
		金利リスク	金利の変動に関するもの		●	
	運営管理段階	管理運営リスク	計画変更リスク	当社の責めによる事業内容・用途変更によるもの	●	
性能リスク			要求仕様不適合		●	
施設瑕疵リスク			施設に瑕疵が見つかった場合		●	
維持管理コストリスク			当社の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理費の増大	●		
			上記以外の維持管理費の増大		●	
運営支援リスク			選定事業者が提案する運営支援業務等に関するもの		●	
施設損傷リスク			劣化による施設の損傷	●		
			事故・火災による施設の損傷	●	●	
修繕費増大リスク			経常的な修繕に関するもの		●	
			大規模修繕に関するもの	●		
陳腐化リスク	施設の機能的・社会的劣化	●				
経済リスク	物価リスク	急激なインフレ・デフレに関するもの	●			
	金利リスク	金利の変動に関するもの	●			

※ 負担者のうち「三浦市」は現時点において当社が想定しているものであり、選定事業者は、これを当社と読み替えて差し支えない。